

市立旭川病院入院時使用物品貸与及び提供事業に係る公募型プロポーザル実施要領

市立旭川病院入院時使用物品貸与及び提供事業の内容並びに同事業に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

市立旭川病院（以下「当院」という。）に入院する際に必要な物品（以下「入院セット」という。）を貸与及び提供することによる患者サービスの向上及び利用者負担の原則に基づき料金を請求することで、当院の負担軽減を図るものである。

第2 業務概要

1 業務名 市立旭川病院入院時使用物品貸与及び提供事業

2 業務内容 別紙仕様書のとおり

3 履行期間 令和5年7月1日から令和8年6月30日まで

4 事業に係る必要経費等

(1) 業務に係る費用

この業務に係る費用については、事業者が入院患者から集金する本業務の利用料金その他の収入により負担するものとする。

(2) 手数料

入院セットの売上に対して当院に支払う手数料

(3) 行政財産の目的外使用料

この業務を行うに当たり、建物の一部を借受ける場合、地方自治法第238条の4第7項の規定により使用させるものとし、事業者からの許可申請に基づき、当院が使用許可を行う。当院は使用料について、市立旭川病院行政財産の目的外使用に関する使用料規程により請求することができる。

(4) 資材等

ア 物品管理に必要な棚等の資材

イ 利用者への説明資料

ウ 利用申込、日数管理及び運営管理上必要な書類及び管理機器等

エ 導入に係る費用及び契約の満了又は解除に伴う原状回復費用

オ 貸与品の業務上の破損に伴う修理等に必要の費用

第3 契約担当部局

〒070-8610 旭川市金星町1丁目1番65号 市立旭川病院 外来棟3階
事務局経営管理課総務係

電話 0166-24-3181（内線5513）

FAX 0166-27-8505

e-mail h_keieikanri@city.asahikawa.hokkaido.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次

のすべての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において基準寝具・病衣賃貸借の入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規程に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、市立旭川病院競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 市町村税（特別区にあっては都税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。
- (6) 業務を的確に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体を除く。）であって、別紙仕様書に掲げる業務と同様の業務実績があること。
- (7) 洗濯施設は北海道内に位置し、緊急時に対応が可能であること。
- (8) 前項の施設にあっては、医療関連サービスマーク認定を受けた施設であること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 業務実績を証する書類

ウ 医療関連サービスマーク認定を受けた施設であることを証する書類

(2) 提出期限 令和5年4月27日（木）午後4時30分

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和5年4月28日（金）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

- ア 参加資格を有すると認められた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨
 - イ 参加資格を有しないと認められた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) (1)のイの通知を受けた者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により旭川市病院事業管理者(以下「管理者」という。)に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和5年5月8日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日(以下「休日」という。)を除く、午前9時から午後4時30分まで

イ 提出場所

第3に同じ

ウ 提出方法

電子メールによること。

- (3) 管理者は、(2)の説明を求められたときは、令和5年5月10日(水)までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者(以下「企画提案者」という。)は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案書には、次の事項について提案すること。

(1) 事業方針等

- ・事業についての考え方及び方針
- ・業務実績

(2) 料金・サービス内容

- ・セット内容(オプションを含む。)
- ・セット料金(税抜。手数料の金額を示すこと。)
- ・利用方法

(3) 業務体制

- ・供給体制(保管方法等)
- ・当院との連絡体制(夜間・休日を含む。)
- ・当院職員が行う業務
- ・トラブル(苦情)対応方法、未払いの回収方法
- ・災害時の対応

(4) 個人情報保護対策

(5) その他自由提案(省略可)

2 企画提案書の書式

企画提案書(様式第2号)に次の書類等を添付して行うこと。

(1) 企画提案書別紙

(2) 業務に係る事業費積算内訳

(3) その他提出物品

衣類，タオル，消耗品等のサンプル。同一物品のサイズ違い，色違いがある場合は，任意の一点で可とする。

3 提出方法等

(1) 提出期限 令和5年5月12日（金）午後4時30分

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送によること。電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

(4) 提出部数 8部（正本1部，副本7部）

4 企画提案書等の著作権等の取扱い

(1) 企画提案書等の著作権は，当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

(2) 市立旭川病院は，プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは，提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(3) 市立旭川病院は，企画提案者から提出された企画提案書等について，旭川市病院事業管理者の所管に係る旭川市情報公開条例施行規程（平成21年旭川市病院事業管理規程第12号）の規定による請求に基づき，第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては，次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書（様式第3号）

イ 提出期間 令和5年5月10日（水）までの休日を除く，午前9時から午後4時30分まで

ウ 提出場所 第3に同じ。

エ 提出方法 電話連絡の上，電子メールにより提出すること。

(2) (1)の質疑応答書は，質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し，電子メールにより回答するものとする。また，併せて，市立旭川病院公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は，その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない者

(2) 提出書類に虚偽の記載があった者

(3) 実施要領等で示された，提出期日，提出場所，提出方法，書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった者

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査，評価及び特定を行うため，市立旭川病院入院時使用物品貸与及び提供事業に係るプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において，提案内容をより理解するため，次のとおり企画提案書に係るプレゼンテーションを受け，ヒアリングを行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし，1者の持ち時間は説明15分，質疑15分の計30分とする。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが，提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。なお，プレゼンテーション会場備え付けのプロジェクトの使用も可能とするが，その際は接続するパソコンを各自で用意すること（接続コネクタ形状は，D-Sub15又はHDMIのいずれか。音声出力は不可。）。

ウ プレゼンテーション等の説明者は，補助者を含めて3名までとする。

エ 欠席をした場合は，企画提案書の審査，評価及び特定から除外する。

オ ヒアリング等は非公開とする。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した，企画提案書提出要請時に併せて通知する。なお，ヒアリング等を行う者を選定した場合には，別途，実施日時，実施場所及び選定結果を通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により，次の審査項目について，別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

(1) 事業方針等

- ・事業についての考え方及び方針
- ・業務実績

(2) 料金・サービス内容

- ・セット内容（オプションを含む。）
- ・セット料金
- ・手数料
- ・利用方法
- ・消耗品等の品質

(3) 業務体制

- ・供給体制（保管方法等）
- ・当院との連絡体制（夜間・休日を含む。）
- ・当院職員が行う業務
- ・トラブル（苦情）対応方法，未払いの回収方法

- ・災害時の対応
- (4) 個人情報保護対策
- (5) その他自由提案（省略可）

4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。

この評価点については、審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除き、同一の審査項目において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

また、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

なお、次式による合格基準点を設けることとし、合格基準点に満たない場合は選定しないものとする。

$$\cdot \text{合格基準点} = 60 \text{ 点} \times (\text{委員の人数} - 2)$$

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかつた者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかつた者が、その理由について説明を求める場合は、次のとおり書面（様式は任意）により行うことができる。

ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後4時30分まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 電子メールによること。

(3) 管理者は、(2)の説明を求められた日から7日以内までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者の特定理由

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法によ

り契約を締結する。ただし、受託候補者が第8のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、市立旭川病院は催告を要せず契約を解除できるものとする。

なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、市立旭川病院は一切の損害を負担しない。

2 契約書作成の要否

要する。

3 契約保証金

要する。ただし、市立旭川病院契約規程（平成21年旭川市病院事業者管理規定第12号）第25条の規定に該当する場合は免除する。

4 手数料

管理者が発行する納入通知書により、当該納入通知書で指定する日までに納入すること。

第11 その他

1 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和5年4月7日（金）から令和5年4月27日（木）まで
参加資格要件確認結果通知及び企画提案書提出要請	令和5年5月1日（月）
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和5年5月12日（金）まで
ヒアリング等	企画提案書提出要請と併せて通知
企画提案書審査結果の通知	令和5年5月下旬
契約締結	令和5年6月下旬